

氷見市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市のまちづくりの基本となる理念、市民の市政への参画や市政の協働の仕組みを定める氷見市自治基本条例（以下「条例」という。）について、その素案の作成及び提言を行うための組織として、氷見市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の素案の作成及び市長への提言
- (2) 条例に係る調査研究
- (3) その他条例の素案等の作成に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、市長が委嘱する。

- (1) 地域コミュニティから推薦された者
- (2) 市民活動団体から推薦された者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が達成されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長、副委員長の任期は、前条第3項の規定を準用する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、市職員及び学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長政策・都市経営戦略部企画政策課地域協働推進班において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。